

田原本町告示第20号

平成25年3月22日付で地方自治法第74条第1項の規定により、奈良県磯城郡田原本町住民投票条例制定の請求があり、これを受理したので同法第74条第2項及び同法施行令第98条第1項の規定により、ここに告示する。

平成25年3月25日

田原本町長 寺田 典弘



記

1. 請求代表者

奈良県磯城郡田原本町236番地

中村 正樹

奈良県磯城郡田原本町大字八尾402番地

丹頂 宏司

2. 請求の要旨 別紙のとおり

一 請求の要旨

- ① ごみ行政は住民生活にとって一日も欠かせない重要な業務です。また、いったん御所市に建設すると、簡単に脱退できません。町の将来に大きく影響する大切な判断を住民の総意で決する事が大切です。
- ② この度の御所市内での清掃工場建設については、一昨年四月の広報誌に一部記事が載りましたが、その後、「ごみの収集が午後になる」「燃えないごみや粗大ゴミが有料になる」など住民生活に大きな影響が出るなどの情報が伝えられています。しかし、御所市に建設した場合、ごみ行政がどうなるのか？町は責任を全うするのか？説明は全くありません。説明会もアンケートを取るなど住民の意向を確かめることも予定されていません。住民無視の状態が進められている事は非常に問題です。住民一人一人がごみ行政について検討し、意見を集約するという民主主義の基本を押さえた手続きが大切です。住民自治の観点から、住民の総意を聞いた上で判断することが必要です。
- ③ ごみ行政については、いかにごみを減らすかが問われています。そのためには住民の協力・参画が大変重要な役割を發揮します。今般、ごみ行政について住民が真剣に判断することが、将来の行政への住民参画の基礎につながります。